

はじめに

東日本大震災から復旧・復興努力を通じて、景気は持ち直しに転じていますが、風評被害や個人消費の低迷などの影響が見られ、経済の先行きは楽観できる状況ではありません。

中小企業の業況においては、一部に持ち直しの動きが見られるもののその水準は低く、円高による先行き不安も相俟って、依然として厳しい状況が続いています。

このような情勢下、本会では昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。本年度は従来の調査項目に加えて、育児休業、介護休業、高年齢者の雇用、障がい者の雇用等について調査し、調査結果の中からいくつかの要点を抽出して報告書を作成いたしました。

本報告書が、県下中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚であります。

最後に本調査の実施にあたりまして、格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成24年11月

香川県中小企業団体中央会

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数……………4
2. 労働組合の有無……………4
3. 常用労働者数……………5
4. 女性常用労働者比率……………5
5. パートタイマー比率……………6

調査結果の概要

1. 経営状況……………6
 - (1) 経営状況
 - (2) 主要事業の今後の方針
 - (3) 経営上の障害
 - (4) 経営上の強み
2. 労働時間……………9
 - (1) 週所定労働時間
 - (2) 月平均残業時間
3. 有給休暇……………11
 - (1) 年次有給休暇の平均付与日数
 - (2) 年次有給休暇の平均取得日数
 - (3) 年次有給休暇の平均取得率
4. 育児休業……………12
 - (1) 育児休業制度の規定の整備
 - (2) 育児休業を取得した従業員の有無
 - (3) 育児休業を取得した従業員数
 - (4) 育児をする従業員に対する支援
5. 介護休業……………13
 - (1) 介護休業制度の規定の整備
 - (2) 介護休業を取得した従業員の有無
 - (3) 介護休業を取得した従業員数
 - (4) 介護をする従業員に対する支援
6. 新規学卒者の採用状況……………15
 - (1) 新規学卒者の採用計画
 - (2) 新規学卒者の初任給
 - ・ 初任給（高校卒）
 - ・ 初任給（専門学校卒）
 - ・ 初任給（短大・高専卒）
 - ・ 初任給（大学卒）
7. 高年齢者……………21
 - (1) 高年齢者の雇用の有無
 - (2) 高年齢者の雇用形態
 - (3) 高年齢者雇用措置の状況
8. 障がい者……………22
 - (1) 障がい者雇用の有無
 - (2) 障がい者の雇用人数
 - (3) 障がい者の新規雇用予定
 - (4) 障がい者に対する配慮
9. 賃金改定……………24
 - (1) 賃金改定実施状況
 - (2) 平均昇給額・昇給率

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的を実施しているものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

平成 24 年 7 月 1 日

5. 調査対象事業所

600 事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模 300 人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

7. 調査の主な内容

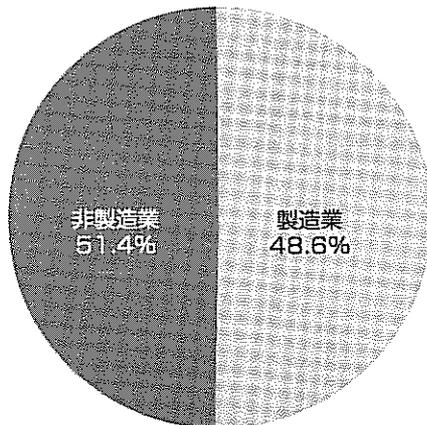
- (1) 経営状況に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 有給休暇に関する事項
- (4) 育児休業に関する事項
- (5) 介護休業に関する事項
- (6) 新規学卒者に関する事項
- (7) 高年齢者に関する事項
- (8) 障がい者に関する事項
- (9) 賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

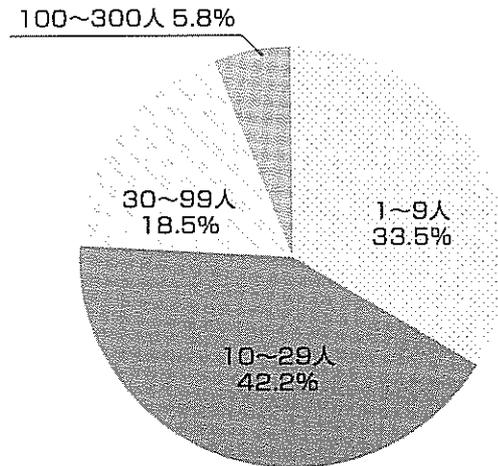
1. 回答事業所数 有効回答数 313 事業所

平成 24 年度調査の回答事業所は、調査対象 600 事業所のうち、製造業 152 事業所、非製造業 161 事業所の合計 313 事業所で、回答率は 52.2%であった。(昨年度 53.7%)

産業別構成比



規模別構成比

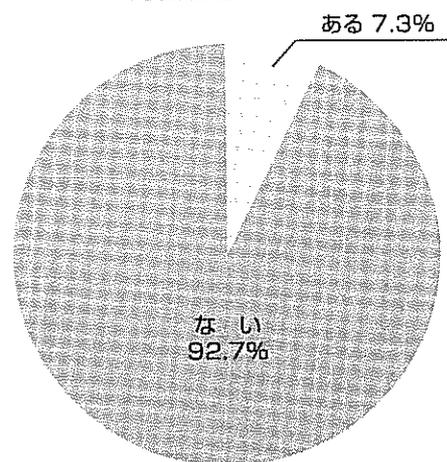


2. 労働組合の有無

労働組合のある事業所は、23 事業所であり、組織率は全産業の 7.3%であった(昨年度 19 事業所、組織率 5.9%)。

労働組合の組織率を規模別にみると、「100～300人」が 38.9%と最も高く、次いで「30～99人」が 15.5%となっている。

労働組合の有無



労働組合の有無及び組織率

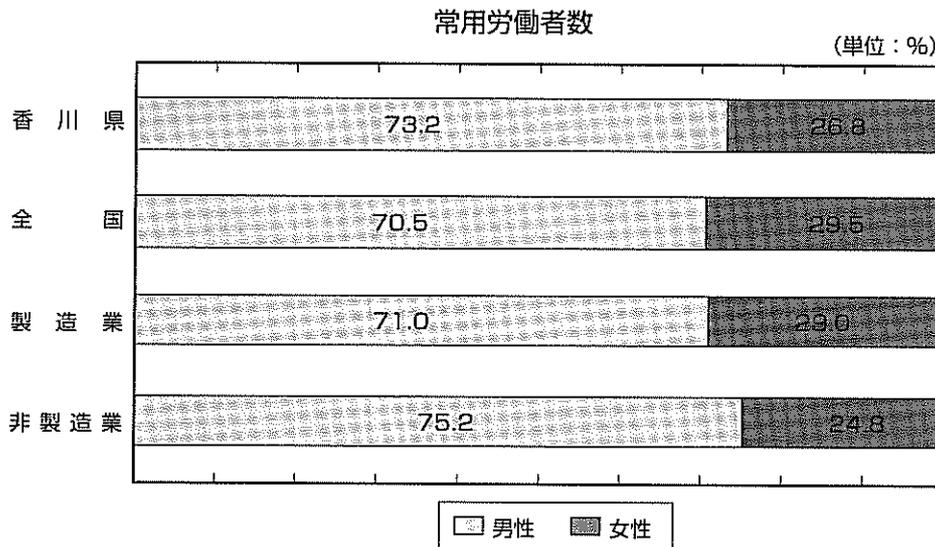
	事業所数	労働組合の有無		組織率 (%)	
		ある	ない		
全国	19,189	1,349	17,840	7.0%	
香川	313	23	290	7.3%	
規模別	1～9人	105	1	104	1.0%
	10～29人	132	6	126	4.5%
	30～99人	58	9	49	15.5%
	100～300人	18	7	11	38.9%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は8,937人で、男性6,540人（73.2%）、女性2,397人（26.8%）の構成となっており、女性の構成比が全国平均（29.5%）より2.7ポイント低い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「機械器具」（92.0%）、「金属・同製品」（89.9%）「化学工業」（86.7%）、非製造業では「運輸業」（91.1%）、「建設業」（84.6%）の順で高い。

一方、女性労働者比率が高いのは、製造業では「繊維工業」（58.9%）、「食料品」（46.8%）、非製造業では「サービス業」（47.3%）であり、製造業に従事する女性の割合は非製造業に比べて4.2ポイント高い。

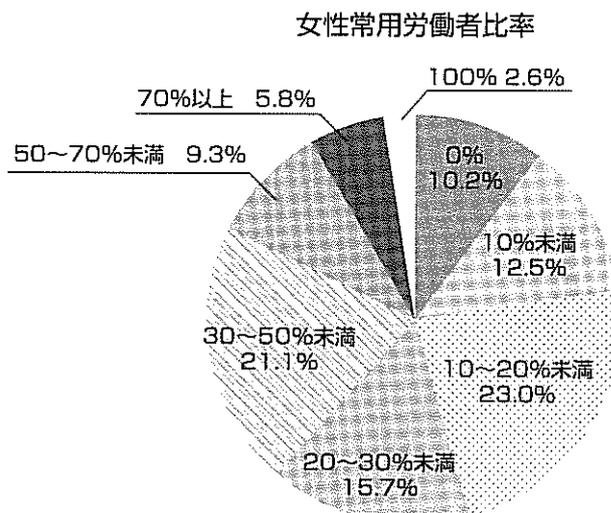


4. 女性常用労働者比率

女性常用労働者比率をみると、「10～20%未満」が最も多く23.0%、次いで「30～50%未満」（21.1%）、「20～30%未満」（15.7%）と続く。女性比率が50%未満の事業所は全体の82.5%であり、昨年度の79.5%より3.0ポイント増加している。

また、1事業所あたりの比率は、28.2%であった（全国平均31.0%）。

業種別にみると、製造業29.1%に対して、非製造業27.3%と、製造業が1.8ポイント高い結果となった。

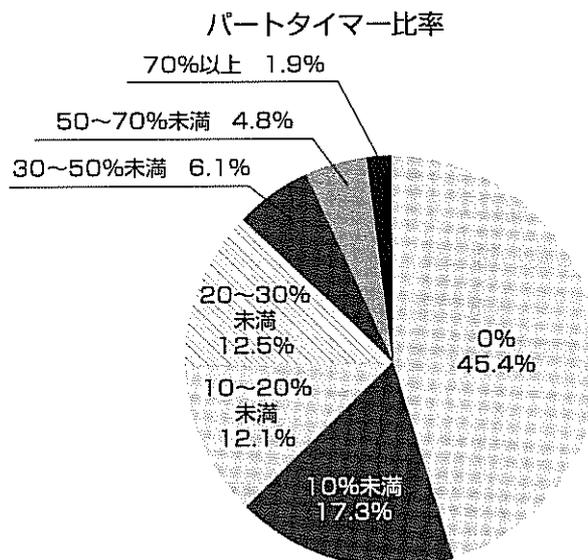


5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が45.4%と最も高く、次いで「10%未満」(17.3%)、「20～30%未満」(12.5%)と続き、比率20%未満は全体の74.8%を占める結果となった。

1事業所あたりの比率を規模別にみると、「100～300人」の事業所で15.6%であった。香川県全体の平均は、12.4%であった。

1事業所あたりの比率を業種別にみると、製造業が11.9%、非製造業12.8%で非製造業が0.9ポイント高い。



パートタイマー比率

(%)

	1事業所あたりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	
全国	14.4	44.6	17.3	11.7	8.3	8.0	6.2	3.9	
香川計	12.4	45.4	17.3	12.1	12.5	6.1	4.8	1.9	
規模別	1～9人	14.0	54.6	-	12.4	18.6	8.2	3.1	3.1
	10～29人	12.0	45.6	17.6	12.5	11.0	5.9	6.6	0.7
	30～99人	10.0	37.1	35.5	11.3	8.1	3.2	3.2	1.6
	100～300人	15.6	23.5	41.2	11.8	5.9	5.9	5.9	5.9
製造業計	11.9	44.1	17.8	12.5	13.2	7.9	3.9	0.7	
非製造業計	12.8	46.6	16.8	11.8	11.8	4.3	5.6	3.1	

調査結果の概要

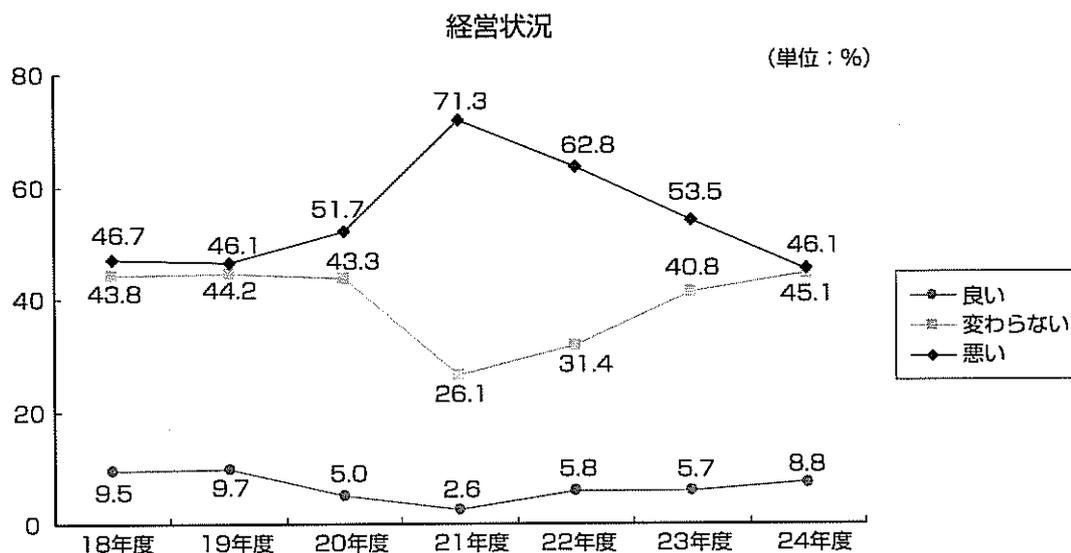
1. 経営状況

(1) 経営状況

県内中小企業の現在の経営状況は、「悪い」が46.1%を占め、以下「変わらない」(45.1%)、「良い」(8.8%)の順となっている。「良い」は前年より3.1ポイント高い結果となった。

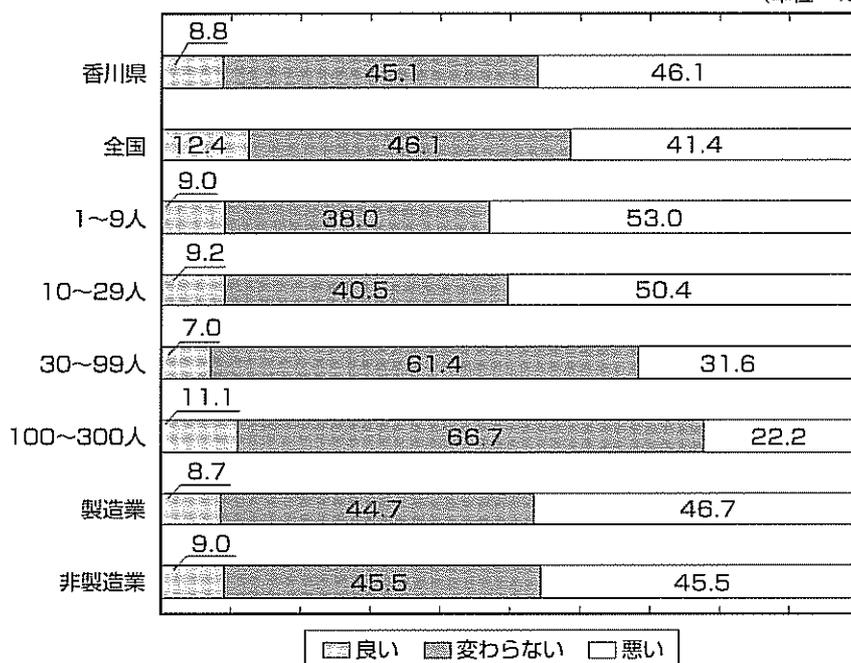
また、「悪い」は前年より7.2ポイント減少しており、経営状況が改善した。

製造業では「良い」と回答した事業所は、8.7%であったが、非製造業では9.0%であった。



経営状況

(単位：%)



(2) 主要事業の今後の方針

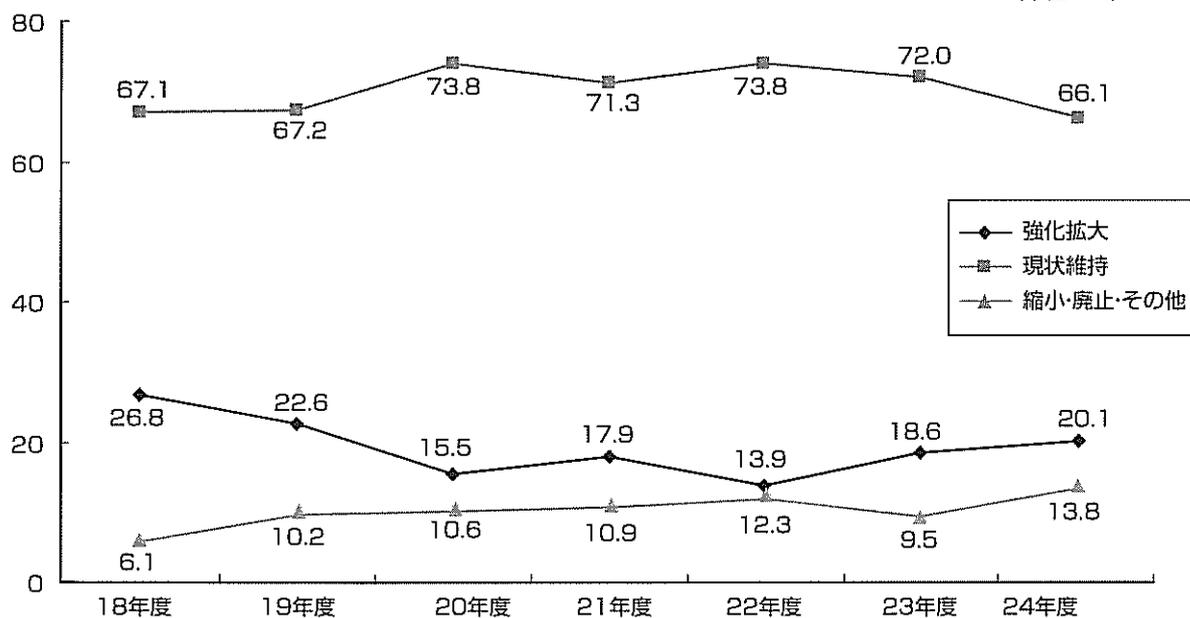
現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が66.1%と最も多い。「強化拡大」は前年に比べ1.5ポイント増加の20.1%となった。

規模別にみると、「強化拡大」と回答したのは「100～300人」では47.1%であったのに対し、「1～9人」では12.7%と34.4ポイントの差がみられ、大規模な事業所ほど「強化拡大」を考えており、規模による二極化が顕著になった。

また、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は22.4%、非製造業では17.8%であった。

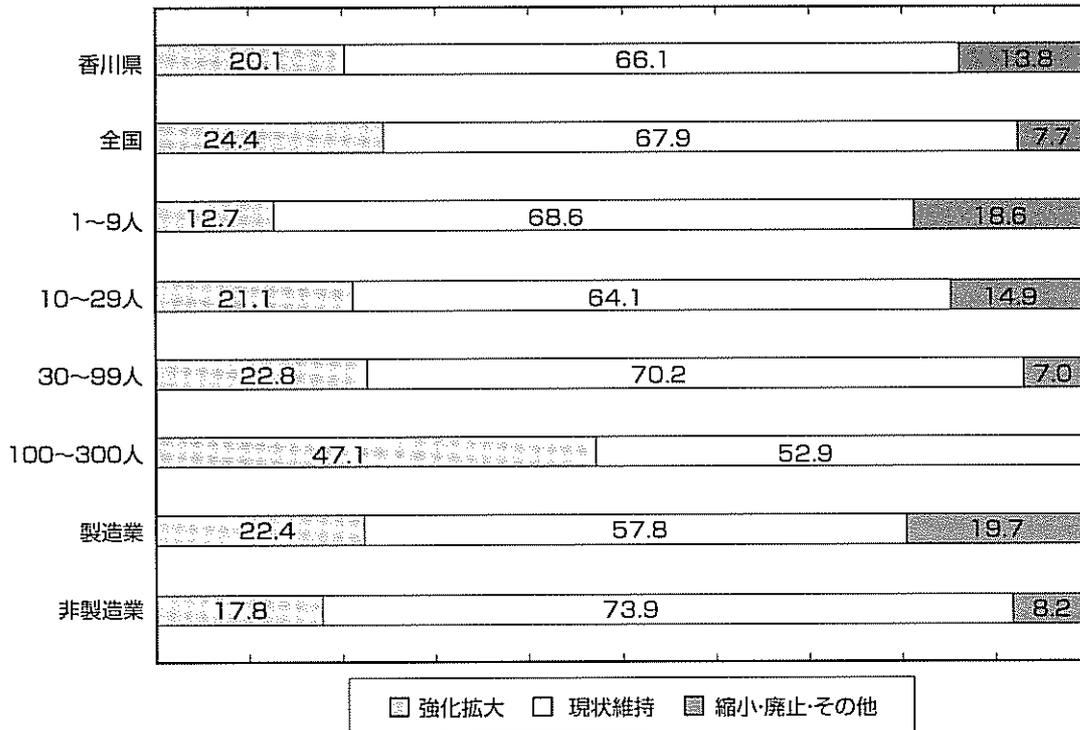
主要事業の今後の方針

(単位：%)



主要事業の今後の方針

(単位：%)



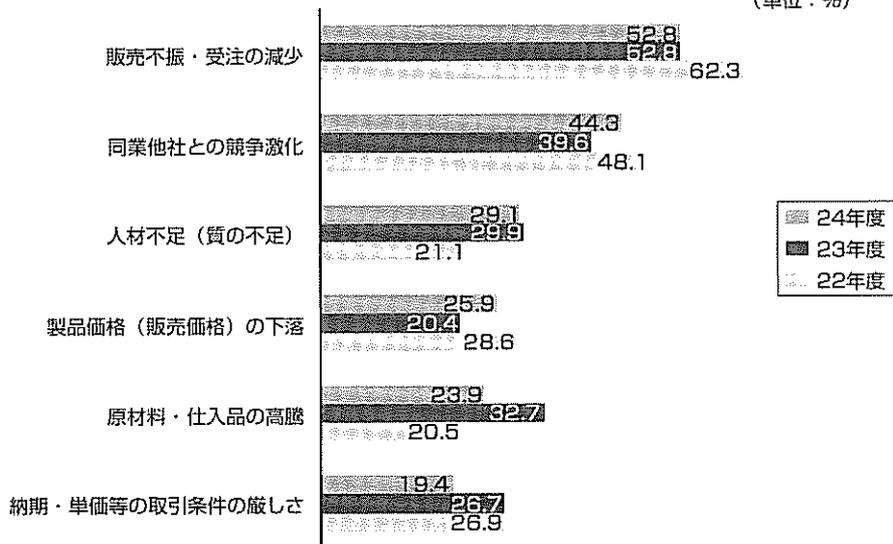
(3) 経営上の障害

中小企業が直面している経営上の障害の今年の上位3位は、「販売不振・受注の減少」(52.8%)、「同業他社との競争激化」(44.3%)、「人材不足(質の不足)」(29.1%)で占められている。

「原材料・仕入品の高騰」は、昨年度より、8.8ポイントの大幅な低下となっている。

経営上の障害(3項目以内複数回答)

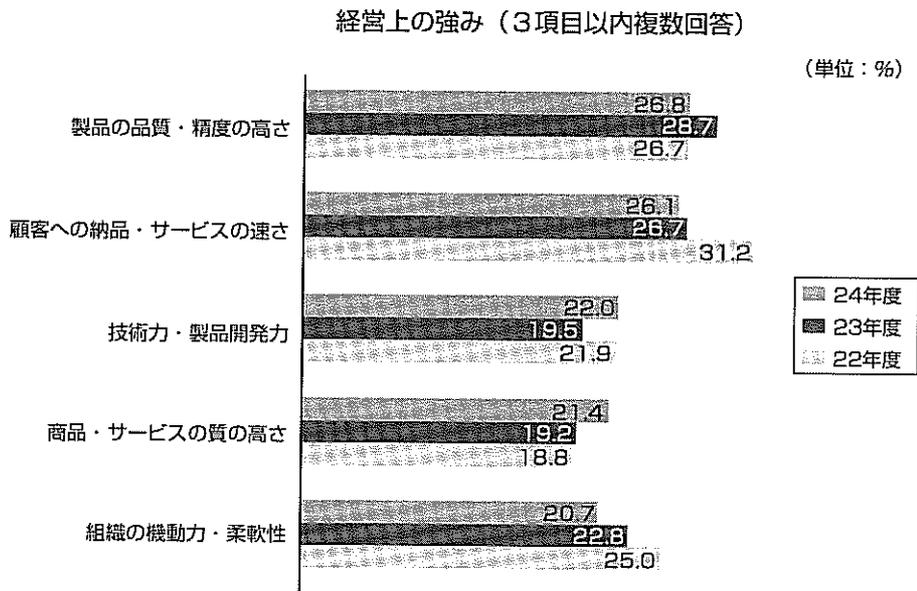
(単位：%)



(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年の上位3位は、「製品の品質・精度の高さ」(26.8%)、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」(26.1%)、「技術力・製品開発力」(22.0%)で占められている。

「組織の機動力・柔軟性」は、3年連続で減少した。

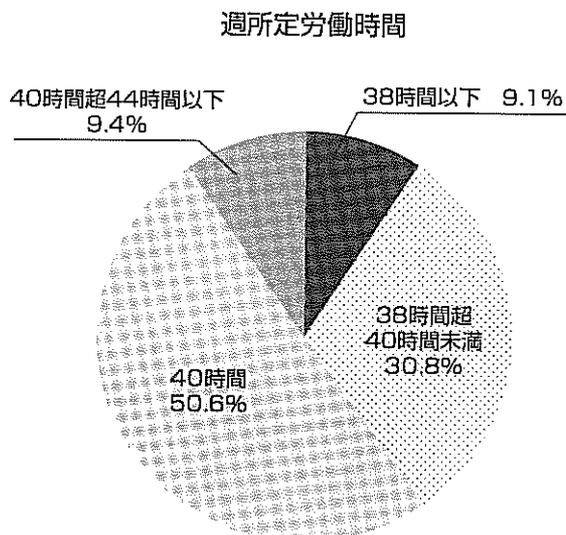


2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

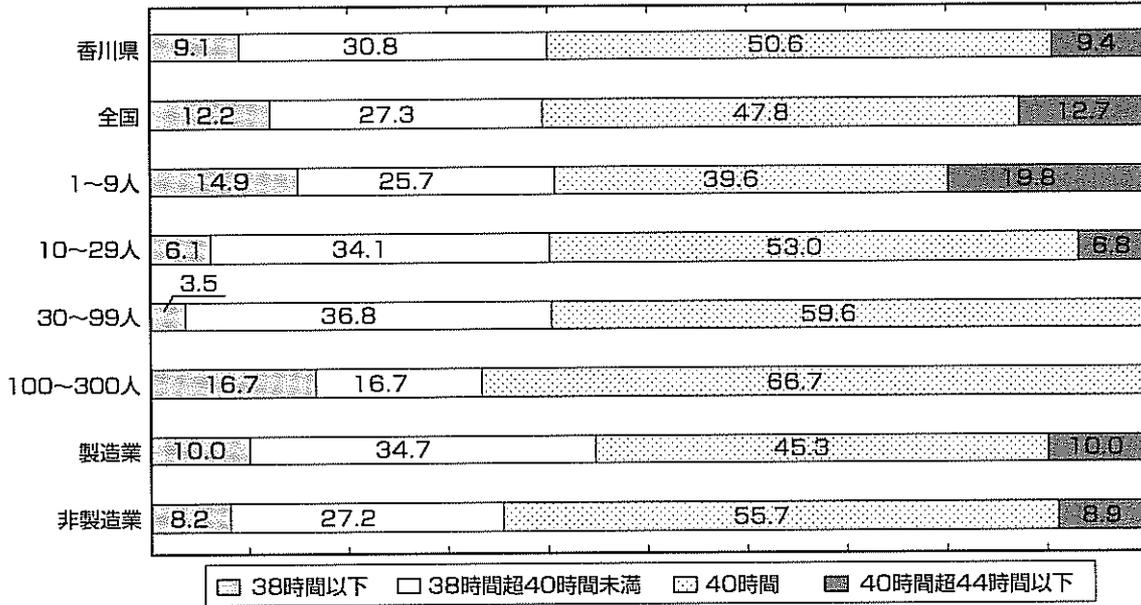
週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は90.5%で、前年と比べて1.5ポイントの増加であった。

「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業の未達成の割合が高く、また、規模別にみると、「1～9人」の事業所で割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。



週所定労働時間

(単位：%)



ワンポイントメモ

特例措置対象事業場（週 44 時間）…常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が 10 人未満の①商業②映画・演劇業③保健衛生業④接客娯楽業

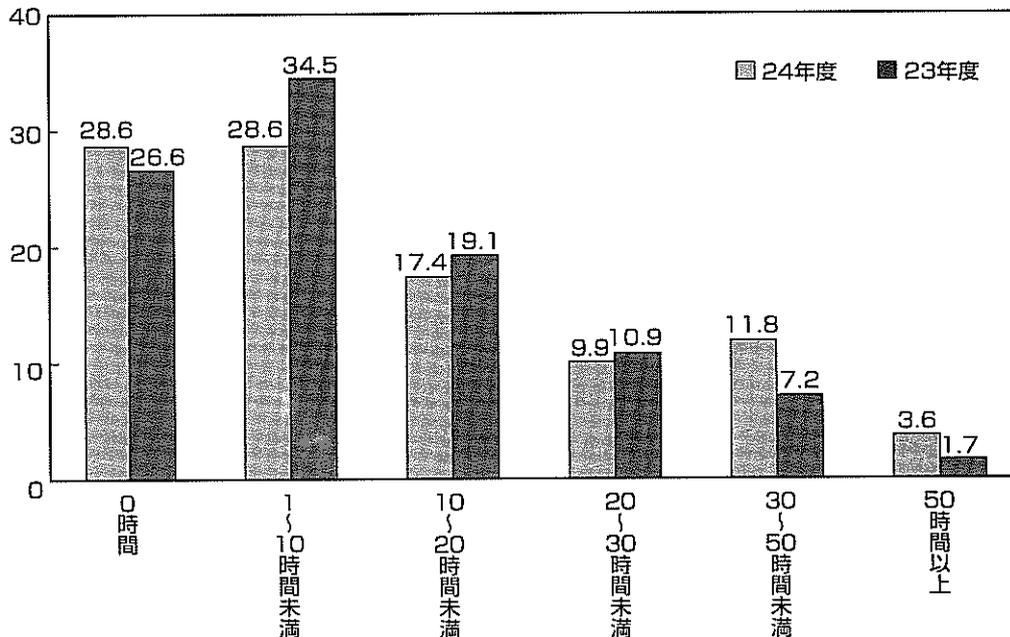
(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「1～10 時間未満」と「0 時間」が 28.6%と最も多い。次いで「10～20 時間未満」が 17.4%と続く。

従業員 1 人当たりの月平均残業時間は、1 事業所当たり 12.08 時間（前年 9.54 時間）である。

月平均残業時間

(単位：%)



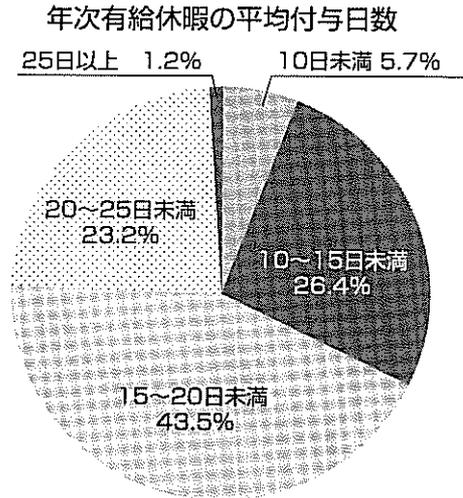
3. 有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は「15～20日未満」(43.5%)が最も多く、次いで「10～15日未満」(26.4%)、「20～25日未満」(23.2%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、94.3%となっている。

香川県における平均付与日数は、15.80日であった。

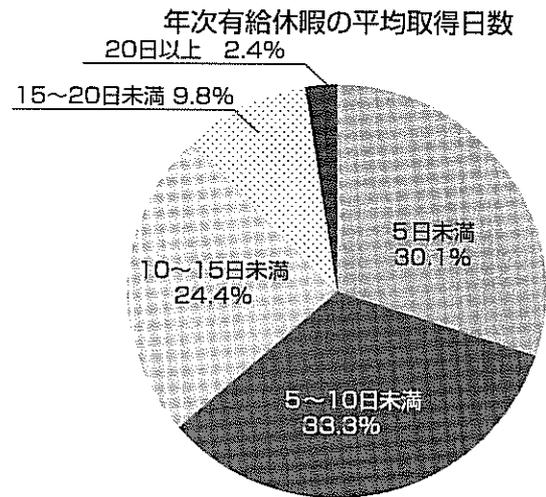


(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は「5～10日未満」(33.3%)が最も多く、次いで「5日未満」(30.1%)「10～15日未満」(24.4%)、と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、63.4%となっている。

香川県における平均取得日数は、7.56日であった。

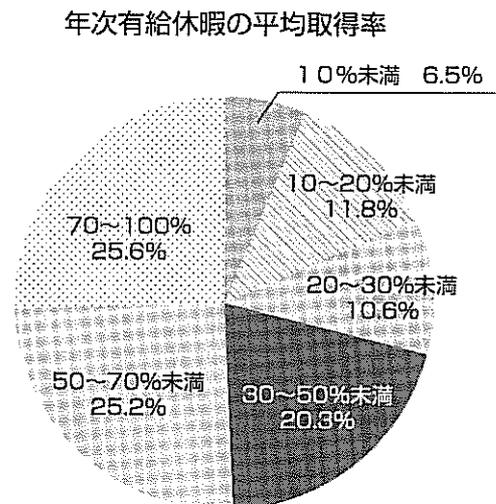


(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率（有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は「70～100%」(25.6%)が最も多く、次いで「50～70%未満」(25.2%)であった。

「50%未満」である事業所は、49.2%であった。

香川県における年次有給休暇平均取得率は、49.54%であった。



ワンポイントメモ

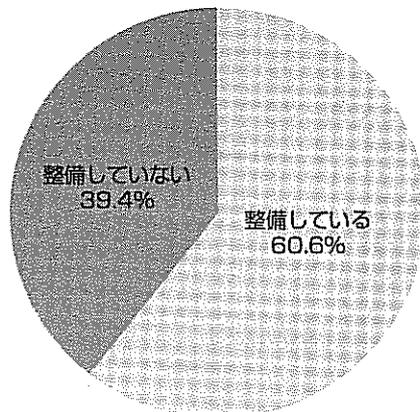
年次有給休暇……労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者（パートタイム含む。）に対し、10日以上を付与することが定められている。ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となる。

4. 育児休業

(1) 育児休業制度の規定の整備

育児休業制度の規定の整備については、「整備している」が60.6%であった。

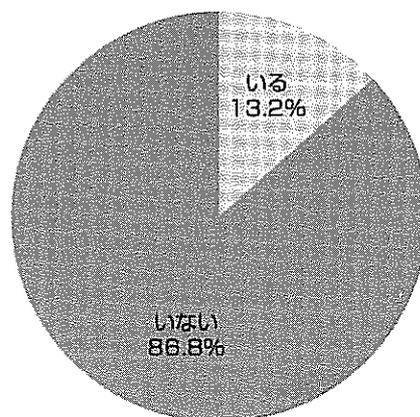
育児休業制度の規定の整備



(2) 育児休業を取得した従業員の有無

育児休業を取得した従業員の有無については、「いない」が86.8%であった。

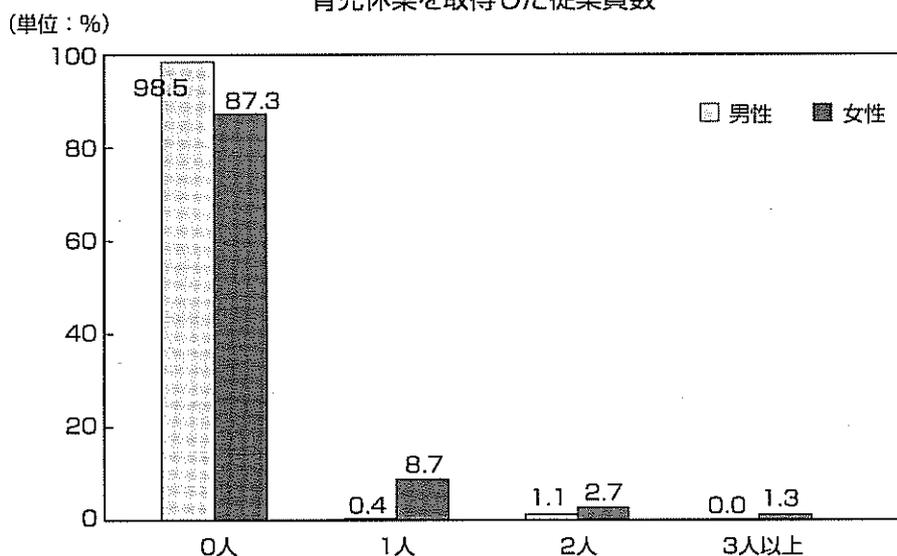
育児休業を取得した従業員の有無



(3) 育児休業を取得した従業員数

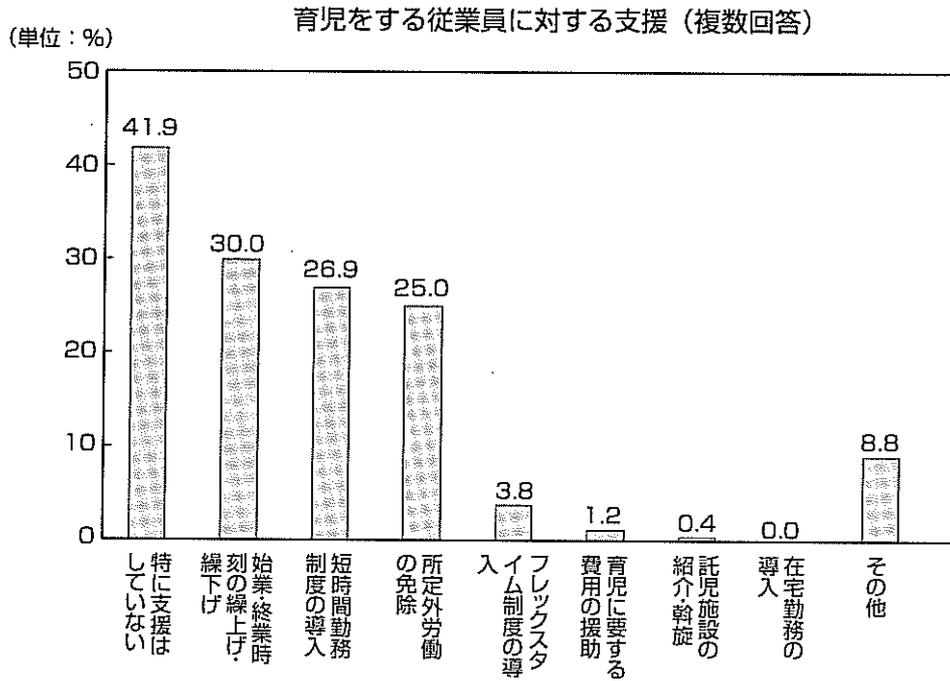
育児休業を取得した従業員数については、「0人」が男女ともに最も多かった。「1人」は女性では8.7%あった。

育児休業を取得した従業員数



(4) 育児をする従業員に対する支援

育児をする従業員に対する支援については、「特に支援はしていない」が41.9%と最も多かった。次いで、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」30.0%、「短時間勤務制度の導入」26.9%、「所定外労働の免除」25.0%の順であった。

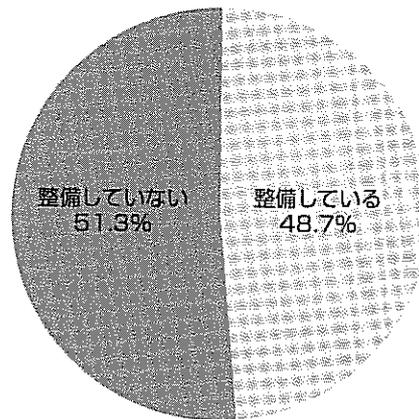


5. 介護休業

(1) 介護休業制度の規定の整備

介護休業制度の規定の整備については、「整備していない」が51.3%であった。

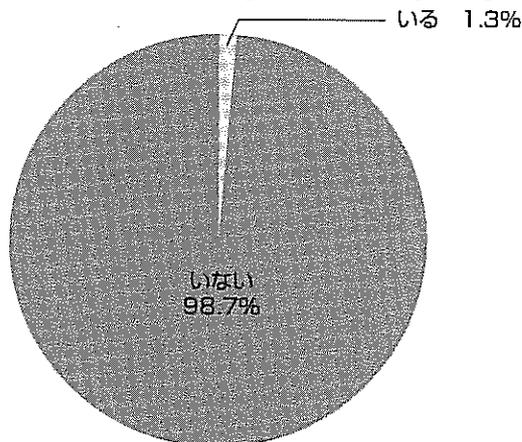
介護休業制度の規定の整備



(2) 介護休業を取得した従業員の有無

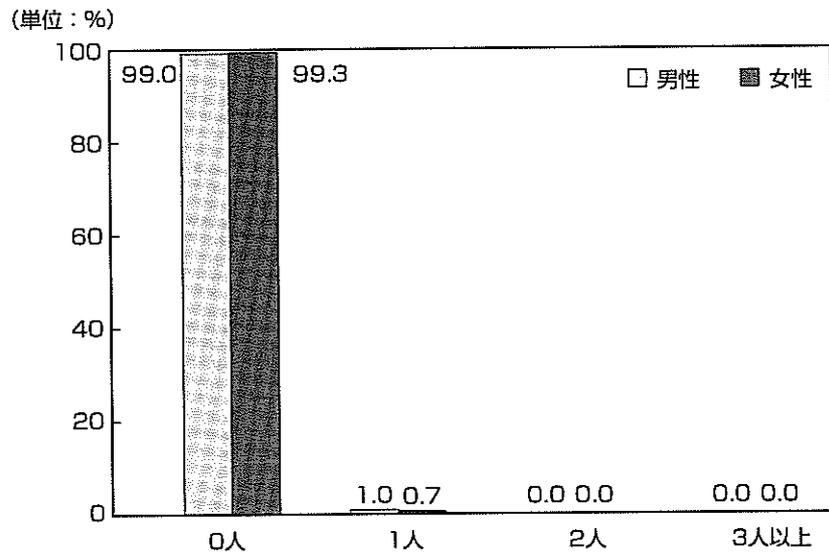
介護休業を取得した従業員の有無については、「いない」が98.7%であった。

介護休業を取得した従業員の有無



(3) 介護休業を取得した従業員数

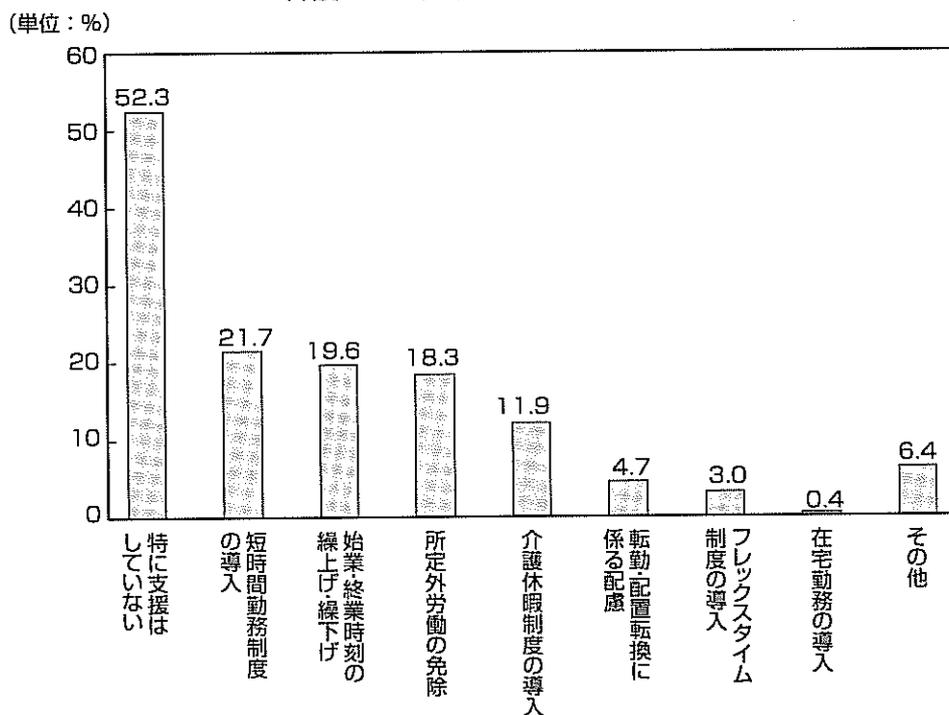
介護休業を取得した従業員数については、「0人」が男女ともに最も多かった。「1人」は男性で1.0%、女性で0.7%と極めて低い数値であった。



(4) 介護をする従業員に対する支援

介護をする従業員に対する支援については、「特に支援はしていない」が52.3%と最も多かった。次いで、「短時間勤務制度の導入」21.7%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」19.6%、「所定外労働の免除」18.3%の順であった。

介護をする従業員に対する支援（複数回答）



6. 新規学卒者の採用状況

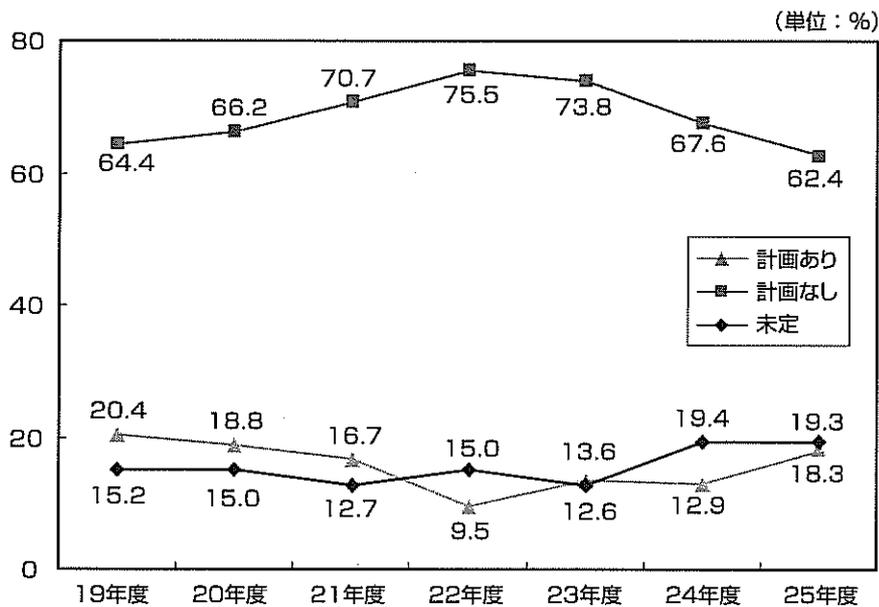
(1) 新規学卒者の採用計画

平成 25 年度の新規学卒者の採用計画について、「ある」と回答した事業所は 18.3%で、昨年より 5.4 ポイント増加した。

一方、採用計画が「ない」と回答した事業所は 62.4%と前年より 5.2 ポイント減少している。

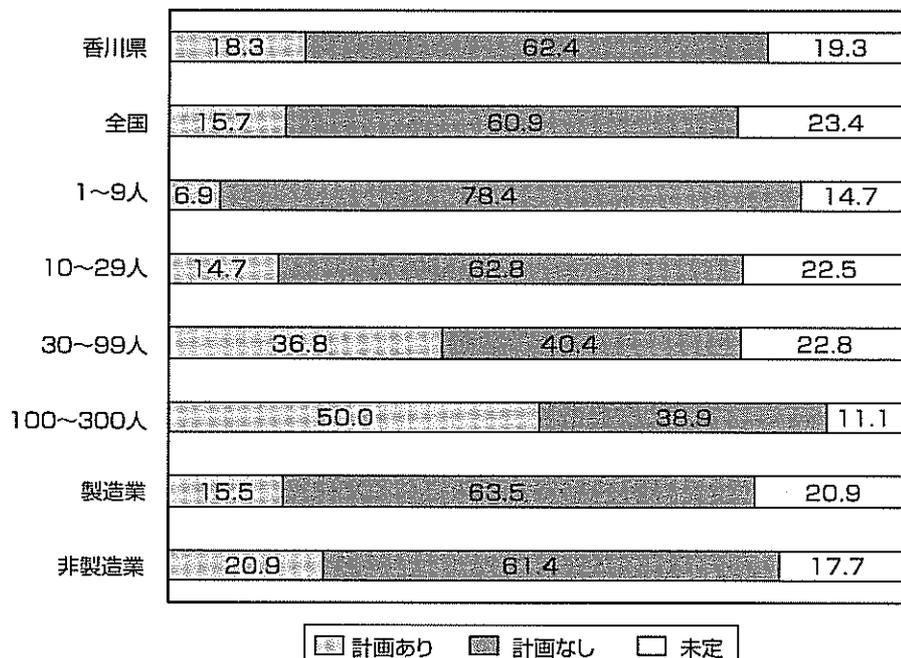
規模別に見ると、「1～9人」では「ある」と回答した企業の割合は 6.9%であった。「100～300人」では 50.0%であった。従業員規模が大きくなるほど、新規採用計画のある割合が高く、新規学卒者の採用に意欲的であることがうかがえる。

新規学卒者の採用計画



新規学卒者の採用計画

(単位：%)



(2) 新規学卒者の初任給

平成24年3月卒業の新規学卒者に対して、平成24年6月に支給した1人当たりの平均所定賃金(税込額)の調査結果は次のとおりである。

単位：円 ※ () 内の数字は、対前年比

			初任給	香 川	全 国
高校卒	技術系	製造業	155,712 (▲ 477)	158,533 (401)	156,643 (356)
		非製造業	161,667 (945)		
	事務系	製造業	149,000 (13,900)	155,286 (6,916)	151,833 (▲ 44)
		非製造業	157,800 (2,795)		
専門学校卒	技術系	製造業	164,750 (▲ 3,713)	162,500 (▲ 13)	168,810 (2,370)
		非製造業	159,500 (2,937)		
	事務系	製造業	- (-)	177,000 (7,000)	163,155 (▲ 1,735)
		非製造業	177,000 (7,000)		
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	180,000 (750)	175,000 (▲ 11,167)	171,044 (2,219)
		非製造業	172,500 (▲ 27,500)		
	事務系	製造業	- (-)	168,250 (▲ 1,025)	164,324 (5)
		非製造業	168,250 (▲ 1,025)		
大学卒	技術系	製造業	191,343 (5,443)	194,079 (8,029)	191,622 (▲ 1,066)
		非製造業	197,500 (11,337)		
	事務系	製造業	195,400 (18,733)	186,962 (1,704)	188,064 (777)
		非製造業	183,211 (▲ 7,201)		

初任給（高校卒）

初任給 単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	1,477	156,643	100.0	447	151,833	100.0	3,354	156,863	100.0	920	152,618	100.0	
香川	19	158,533	101.2	7	155,286	102.3	41	164,652	105.0	18	150,389	98.5	
規模別	1～9人			1	155,000	100.8				1	155,000	99.3	
	1～4人												
	5～9人			1	155,000	100.8				1	155,000	99.3	
	10～29人	7	155,714	99.9	1	174,000	115.0	8	156,250	100.3	1	174,000	115.5
	10～20人	4	152,500	98.6				4	152,500	99.0			
	21～29人	3	160,000	101.6	1	174,000	114.1	4	160,000	101.4	1	174,000	115.5
	30～99人	7	153,571	98.0	2	141,500	93.9	11	151,818	96.8	3	144,333	95.6
	100～300人	5	169,424	107.9	3	158,333	103.2	22	174,125	110.8	13	149,615	97.1
製造業計	10	155,712	99.2	2	149,000	96.9	30	166,025	105.8	3	154,333	99.4	
食料品	2	126,500	85.0	1	133,000	90.1	4	134,750	90.5	1	133,000	90.1	
繊維工業	2	140,000	101.3				4	140,000	99.7				
木材・木製品													
印刷・同関連	1	209,600	133.9				6	209,600	131.9				
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品	2	163,750	101.1	1	165,000	105.0	4	163,750	101.5	2	165,000	104.2	
機械器具	3	162,340	101.1				12	164,095	102.4				
その他													
非製造業計	9	161,667	103.6	5	157,800	105.2	11	160,909	102.6	15	149,600	99.5	
情報通信業													
運輸業				1	165,000	111.8				1	165,000	111.7	
建設業	5	162,000	102.4	1	155,000	105.7	6	162,500	101.2	1	155,000	104.1	
総合工事業	4	160,000	103.1	1	155,000	112.8	5	161,000	102.6	1	155,000	112.8	
職別工事業													
設備工事業	1	170,000	106.7				1	170,000	106.0				
卸・小売業	2	162,500	107.5	1	174,000	114.8	2	162,500	107.5	1	174,000	115.0	
卸売業													
小売業	2	162,500	107.1	1	174,000	115.6	2	162,500	106.6	1	174,000	115.8	
サービス業	2	160,000	103.4	2	147,500	97.7	3	156,667	101.6	12	145,833	95.9	
対事業所サービス業				1	150,000	102.1				2	150,000	101.1	
対個人サービス業	2	160,000	102.0	1	145,000	95.2	3	156,667	98.8	10	145,000	94.8	

初任給（専門学校卒）

初任給 単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	499	168,810	100.0	124	163,155	100.0	771	168,980	100.0	175	165,003	100.0	
香川	7	162,500	96.3	2	177,000	108.5	11	162,636	96.2	2	177,000	107.3	
規模別	1～9人	1	166,000	104.2			1	166,000	104.0				
	1～4人												
	5～9人	1	166,000	102.4			1	166,000	102.3				
	10～29人				1	174,000	107.1			1	174,000	108.3	
	10～20人												
	21～29人				1	174,000	109.6			1	174,000	111.1	
	30～99人	6	161,917	95.5	1	180,000	110.1	10	162,300	95.4	1	180,000	109.7
	100～300人												
製造業計	4	164,750	98.5				5	166,400	99.9				
食料品													
繊維工業	2	160,000	99.3				2	160,000	97.8				
木材・木製品	1	166,000	105.3				1	166,000	105.3				
印刷・同関連													
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品	1	173,000	100.0				2	173,000	101.2				
機械器具													
その他													
非製造業計	3	159,500	93.7	2	177,000	108.9	6	159,500	93.4	2	177,000	107.5	
情報通信業													
運輸業													
建設業													
総合工事業													
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業	1	151,000	91.8	1	174,000	106.4	2	151,000	92.0	1	174,000	104.0	
卸売業													
小売業	1	151,000	92.5	1	174,000	104.8	2	151,000	92.6	1	174,000	98.6	
サービス業	2	163,750	98.3	1	180,000	110.1	4	163,750	97.1	1	180,000	109.3	
対事業所サービス業	1	175,000	101.5	1	180,000	106.7	2	175,000	100.3	1	180,000	107.1	
対個人サービス業	1	152,500	95.4				2	152,500	93.4				

初任給（短大・高専卒）

初任給 単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	181	171,044	100.0	147	164,324	100.0	255	172,083	100.0	206	164,104	100.0	
香川	3	175,000	102.3	2	168,250	102.4	3	175,000	101.7	7	156,286	95.2	
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人				1	185,000	110.0				1	185,000	111.0
	10～20人				1	185,000	111.5				1	185,000	111.7
	21～29人												
	30～99人	2	172,500	101.4				2	172,500	100.7			
	100～300人	1	180,000	103.8	1	151,500	92.7	1	180,000	103.6	6	151,500	92.9
製造業計	1	180,000	104.8				1	180,000	104.3				
食料品													
繊維工業													
木材・木製品													
印刷・同関連													
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品													
機械器具	1	180,000	103.0				1	180,000	102.4				
その他													
非製造業計	2	172,500	101.4	2	168,250	103.1	2	172,500	100.7	7	156,286	95.9	
情報通信業													
運輸業													
建設業	1	170,000	101.0				1	170,000	99.3				
総合工事業	1	170,000	100.5				1	170,000	100.5				
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業	1	175,000	104.1	1	185,000	113.3	1	175,000	104.0	1	185,000	112.8	
卸売業				1	185,000	112.9				1	185,000	112.9	
小売業	1	175,000	102.1				1	175,000	101.3				
サービス業				1	151,500	96.5				6	151,500	98.1	
対事業所サービス業													
対個人サービス業				1	151,500	98.9				6	151,500	100.3	

初任給（大学卒）

初任給 単位：円
格差は全国を100とした場合の比較

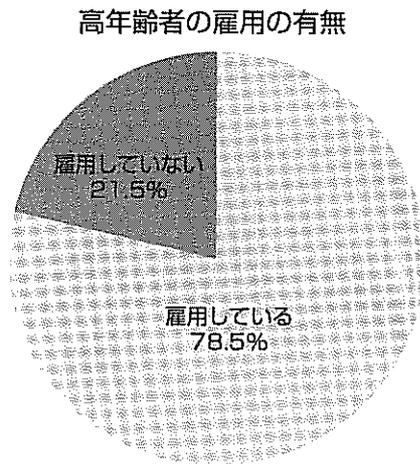
	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	855	191,622	100.0	746	188,064	100.0	1,628	193,045	100.0	1,455	190,766	100.0	
香川	9	194,079	101.3	13	186,962	99.4	19	200,940	104.1	26	198,173	103.9	
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	1	150,000	78.1	3	175,833	96.2	1	150,000	78.1	4	176,250	95.3
	10～20人	1	150,000	79.7	2	178,750	98.8	1	150,000	79.3	3	178,333	98.4
	21～29人				1	170,000	92.2				1	170,000	90.7
	30～99人	3	193,333	101.2	3	183,900	97.6	3	193,333	101.2	5	186,680	98.4
	100～300人	5	203,343	105.6	7	193,043	101.4	15	205,858	105.6	17	206,712	107.0
製造業計	5	191,343	99.5	4	195,400	103.0	13	200,605	103.4	14	208,171	108.6	
食料品													
繊維工業				1	180,000	96.1				2	180,000	95.1	
木材・木製品				1	180,000	97.8				2	180,000	99.6	
印刷・同関連	2	185,800	103.2	1	221,600	117.7	4	203,700	110.5	9	221,600	114.7	
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品	1	177,500	91.1				2	177,500	90.7				
機械器具	2	203,807	105.5	1	200,000	104.5	7	205,438	105.3	1	200,000	103.5	
その他													
非製造業計	4	197,500	103.7	9	183,211	98.1	6	201,667	105.2	12	186,508	98.0	
情報通信業													
運輸業				1	175,000	98.8				1	175,000	97.6	
建設業	2	190,000	100.5				2	190,000	99.0				
総合工事業	2	190,000	100.1				2	190,000	99.7				
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業	2	205,000	105.7	5	193,840	102.9	4	207,500	107.5	8	194,800	101.2	
卸売業	1	210,000	109.5	5	193,840	102.1	3	210,000	108.4	8	194,800	101.0	
小売業	1	200,000	101.0				1	200,000	104.4				
サービス業				3	168,233	91.2				3	168,233	90.4	
対事業所サービス業				1	170,000	88.7				1	170,000	87.6	
対個人サービス業				2	167,350	93.7				2	167,350	92.8	

(注) 新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人あたり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所あたり）及び加重平均（採用者1人あたり）の両方を示しています。
 単純平均は、各事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。
 加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数値です。

7. 高齢者

(1) 高齢者の雇用の有無

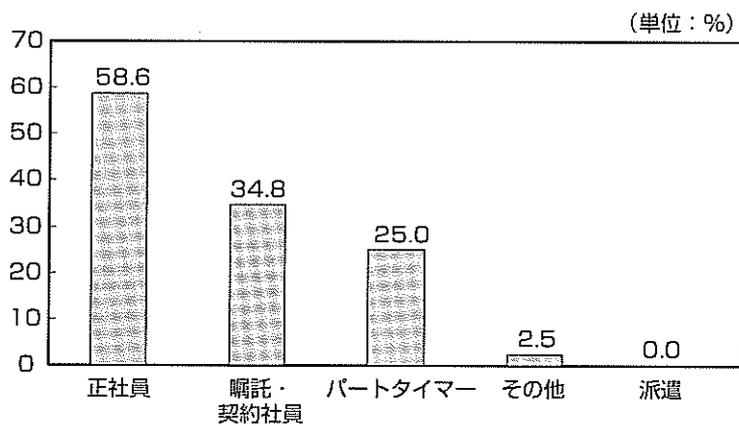
高齢者の雇用の有無については、「雇用している」が78.5%であった。



(2) 高齢者の雇用形態

高齢者の雇用形態については、「正社員」が58.6%と最も多かった。次いで、「嘱託・契約社員」34.8%、「パートタイマー」25.0%の順であった。

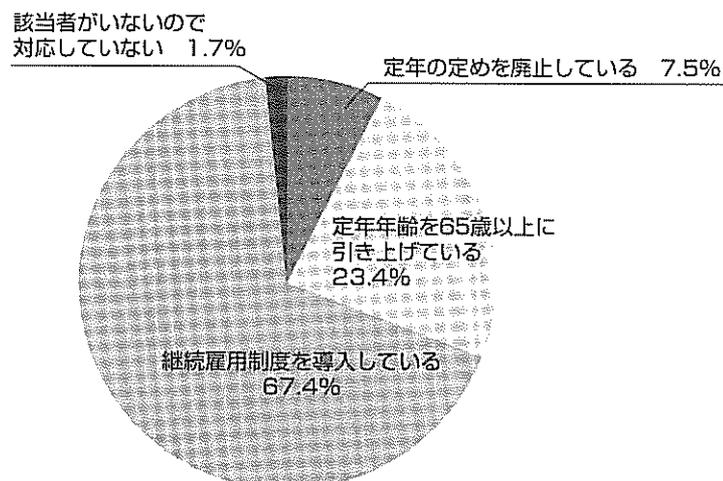
高齢者の雇用形態（複数回答）



(3) 高齢者雇用措置の状況

高齢者雇用措置の状況については、「継続雇用制度を導入している」が67.4%であった。次いで、「定年年齢を65歳以上に引き上げている」が23.4%、「定年の定めを廃止している」が7.5%であった。

高齢者雇用措置の状況

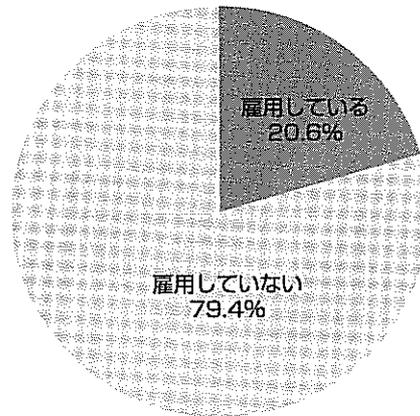


8. 障がい者

(1) 障がい者雇用の有無

障がい者雇用の有無については、「雇用していない」が79.4%であった。

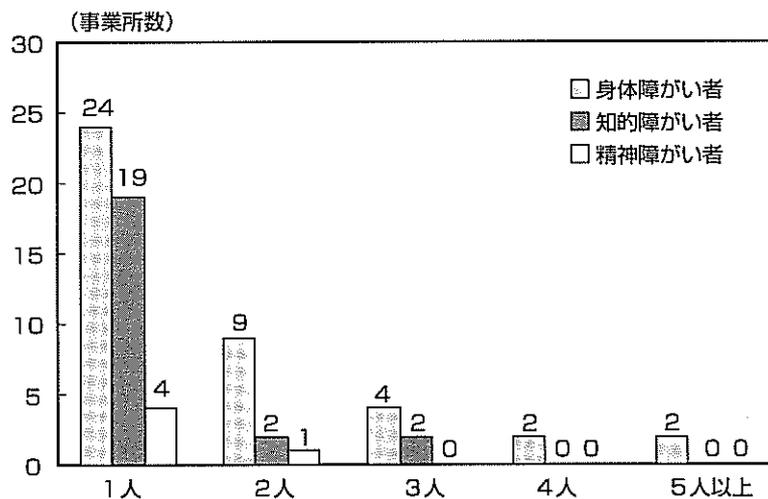
障がい者雇用の有無



(2) 障がい者の雇用人数

障がい者の雇用人数については、「身体障がい者1人」が24社と最も多かった。次いで、「知的障がい者1人」が19社であった。

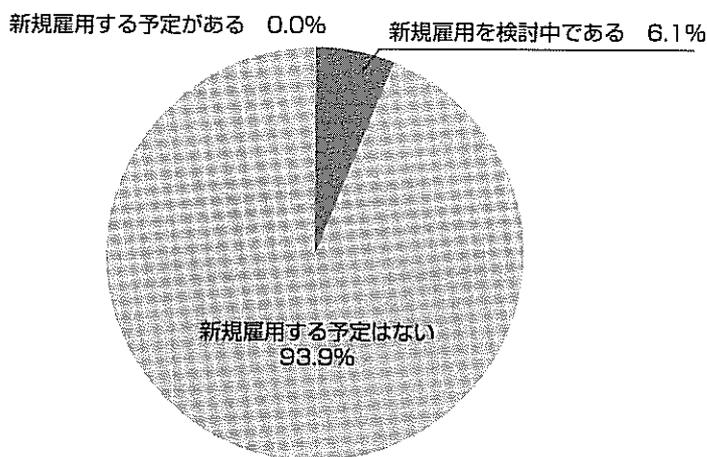
障がい者の雇用人数



(3) 障がい者の新規雇用予定

障がい者の新規雇用予定については、「新規雇用する予定はない」が93.9%であった。

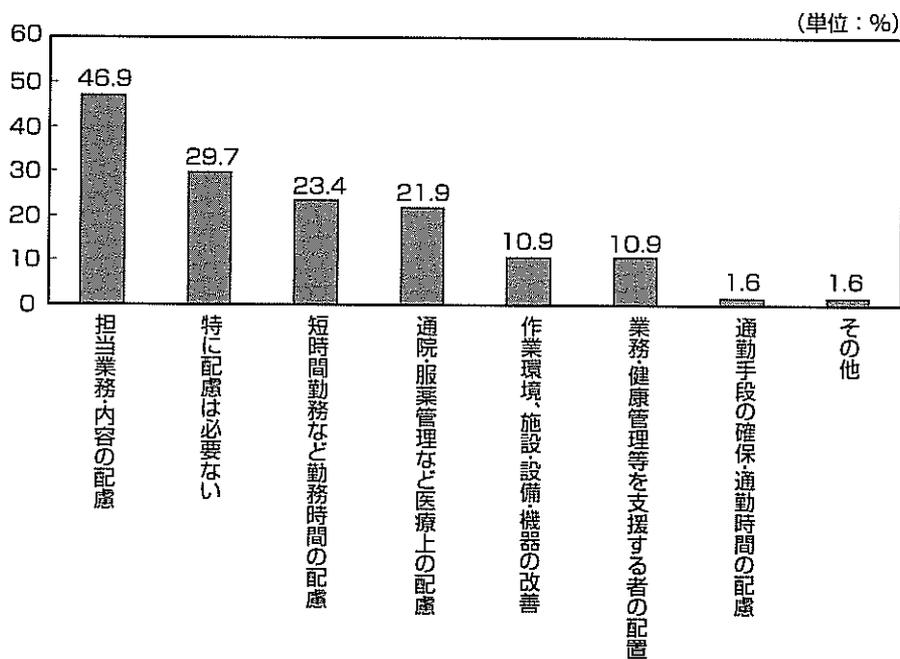
障がい者の新規雇用予定



(4) 障がい者に対する配慮

障がい者に対する配慮については、「担当業務・内容の配慮」が46.9%と最も多かった。次いで、「特に配慮は必要ない」29.7%、「短時間勤務など勤務時間の配慮」23.4%の順であった。

障がい者に対する配慮（複数回答）



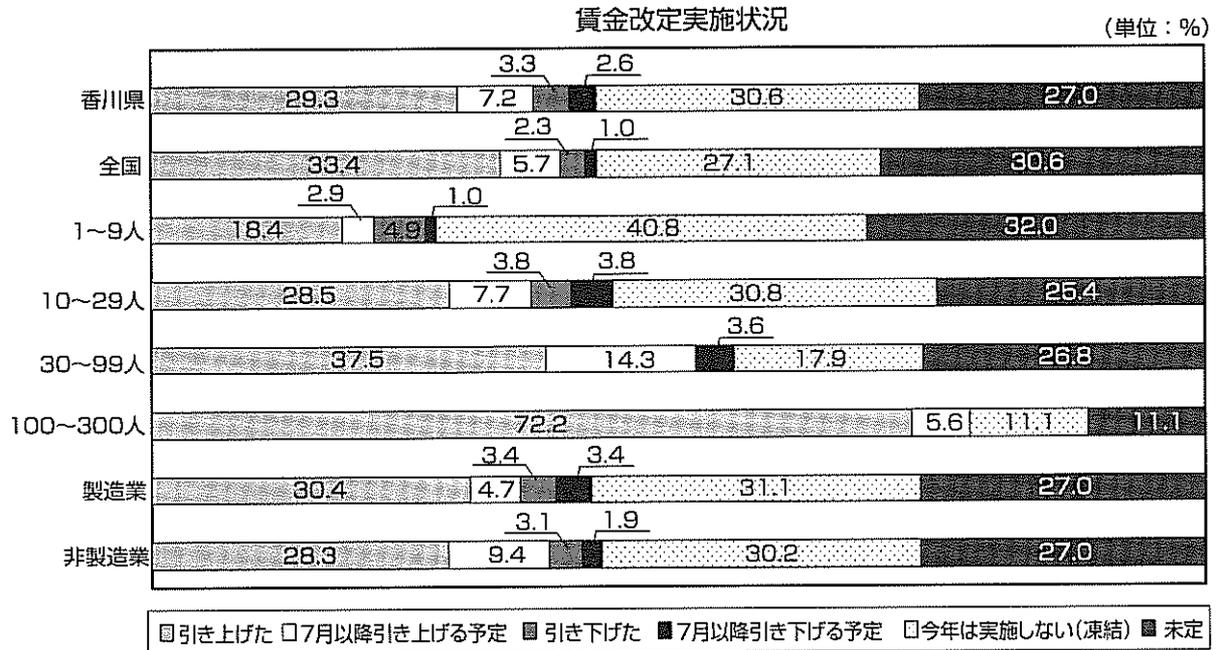
9. 賃金改定

(1) 賃金改定実施状況

平成24年1月1日から7月1日までの間の賃金改定実施状況について、「引き上げた」、「7月以降引き上げる予定」は、合わせて36.5%であり、前年(32.0%)より4.5ポイント増加した。また、「引き下げた」、「7月以降引き下げる予定」は合わせて5.9%であり、前年(4.9%)より1.0ポイント増加した。

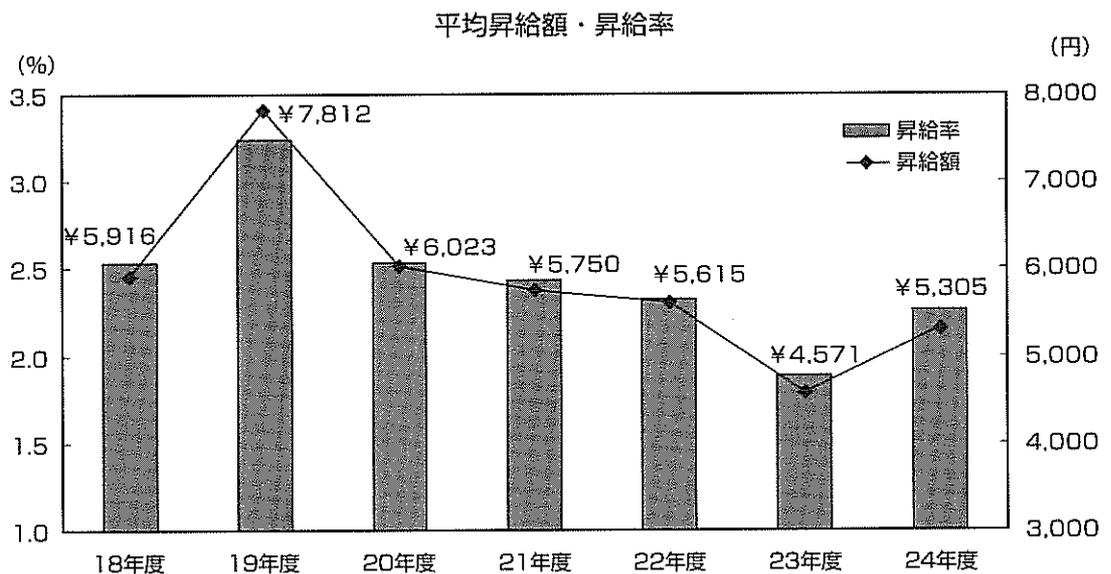
規模別にみると、「100～300人」の事業所で72.2%が「引き上げた」と回答したのに対し、「1～9人」では18.4%で、その差53.8ポイントであり、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業では30.4%が「引き上げた」と回答したが、非製造業では28.3%にとどまっている。



(2) 平均昇給額・昇給率

平成24年1月から7月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した71事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が5,305円(対前年比プラス734円)、平均昇給率は2.26%(対前年比プラス0.37ポイント)となっている。



設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良 い 2. 変わらない 3. 悪 い

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大 2. 現状維持 3. 縮 小 4. 廃 止 5. その他 ()

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|---------------------|----------------------------------|------------------|
| 1. 労働力不足(量の不足) | 2. 人材不足(質の不足) | 3. 労働力の過剰 |
| 4. 人件費の増大 | 5. 販売不振・受注の減少 | 6. 製品開発力・販売力の不足 |
| 7. 同業他社との競争激化 | 8. 原材料・仕入品の高騰 | 9. 製品価格(販売価格)の下落 |
| 10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ | 11. 金融・資金繰り難 | 12. 環境規制の強化 |
| 13. 東日本大震災の影響 | 14. その他 () | |

④経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|
| 1. 製品・サービスの独自性 | 2. 技術力・製品開発力 | 3. 生産技術・生産管理能力 |
| 4. 営業力・マーケティング力 | 5. 製品・サービスの企画力・提案力 | 6. 製品の品質・精度の高さ |
| 7. 顧客への納品・サービスの速さ | 8. 企業・製品のブランド力 | 9. 財務体質の強さ・資金調達力 |
| 10. 優秀な仕入先・外注先 | 11. 商品・サービスの質の高さ | 12. 組織の機動力・柔軟性 |

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。(1つだけに○)

1. 38時間以下 2. 38時間超40時間未満 3. 40時間 4. 40時間超44時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成23年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入下さい。(小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 月平均残業時間 1. 時間 2. なし

設問5) 従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成23年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 平均付与日数 日 従業員1人当たり 平均取得日数 日
(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問6) 育児休業についてお答え下さい。

①就業規則等に育児休業制度の規定を整備していますか。(1つだけに○)

1. 整備している 2. 整備していない

②平成23年7月1日以降に育児休業を取得した従業員はいますか。(1つだけに○、「いる」場合には男女別に人数をご記入下さい。)

1. いる (男 人 女 人) 2. いない

③働きながら育児をする従業員に対してどのような支援をしていますか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|---------------|------------------|---------------------------------|
| 1. 短時間勤務制度の導入 | 2. フレックスタイム制度の導入 | 3. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ |
| 4. 所定外労働の免除 | 5. 託児施設の紹介・斡旋 | 6. 育児に要する費用の援助 |
| 7. 在宅勤務の導入 | 8. 特に支援はしていない | 9. その他 () |

設問7) 介護休業についてお答え下さい。

①就業規則等に介護休業制度の規定を整備していますか。(1つだけに○)

1. 整備している 2. 整備していない

②平成23年7月1日以降に介護休業を取得した従業員はいますか。
(1つだけに○、「いる」場合には男女別に人数をご記入下さい。)

1. いる(男 人 女 人) 2. いない

③働きながら介護をする従業員に対してどのような支援をしていますか。(該当するものすべてに○)

1. 短時間勤務制度の導入 2. フレックスタイム制度の導入 3. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
4. 所定外労働の免除 5. 介護休暇制度の導入 6. 転勤・配置転換に係る配慮
7. 在宅勤務の導入 8. 特に支援はしていない 9. その他()

設問8) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成24年3月新規学卒者(第2新卒者、中途採用者を除く)の採用予定人数、実際に採用した人数、1人当たり平均初任給額(平成24年6月支給額)をご記入下さい。

学 卒		採用予定人数(人) (平成24年3月卒)	採用した人数(人) (平成24年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)	学 卒		採用予定人数(人) (平成24年3月卒)	採用した人数(人) (平成24年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)
高校卒	技術系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	短大卒(含高専)	技術系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	事務系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		事務系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
専門学校卒	技術系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	大学卒	技術系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	事務系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		事務系	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

- [注] (1) 第2新卒者とは、学校等を卒業して一旦就職したが、短期間のうちに転職を志す者のことです。
(2) 平成24年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
(3) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
(4) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成25年3月の新規学卒者(第2新卒者、中途採用者を除く)の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答え下さい。



②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問9) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

①60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(1つだけに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

※ 1. に○をした事業所は①-1、①-2の質問にお答え下さい。



①-1 高年齢者はどのような雇用形態ですか。(該当するものすべてに○)

1. 正社員 2. パートタイマー 3. 派遣
4. 嘱託・契約社員 5. その他()

①-2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止している 2. 定年年齢を65歳以上に引き上げている
3. 継続雇用制度を導入している 4. 該当者がいないので対応していない

設問10) 障がい者の雇用についてお答え下さい。

①障がい者を雇用していますか。(1つだけに○)

1. 雇用している	2. 雇用していない
-----------	------------

※1. に○をした事業所は①-1、②の質問にお答え下さい。



①-1 雇用人数(実数)をご記入下さい。

	雇用人数		雇用人数	
身体障がい者		人	精神障がい者	人
知的障がい者		人	その他	人

※2. に○をした事業所は①-2の質問にお答え下さい。



①-2 今後、障害者を新規に雇用する予定はありますか。(1つだけに○)

- 1. 新規雇用する予定がある
- 2. 新規雇用を検討中である
- 3. 新規雇用する予定はない

②雇用している障がい者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っていますか。(該当するものすべてに○)

- 1. 短時間勤務など勤務時間の配慮
- 2. 担当業務・内容の配慮
- 3. 作業環境、施設・設備・機器の改善
- 4. 通院・服薬管理など医療上の配慮
- 5. 業務・健康管理等を支援する者の配置
- 6. 通勤手段の確保・通勤時間の配慮
- 7. 特に配慮は必要ない
- 8. その他 ()

設問11) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成24年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定	5. 7月以降引下げる予定	6. 未定

※1. ~3. に○をした事業所は下記の①-1へ

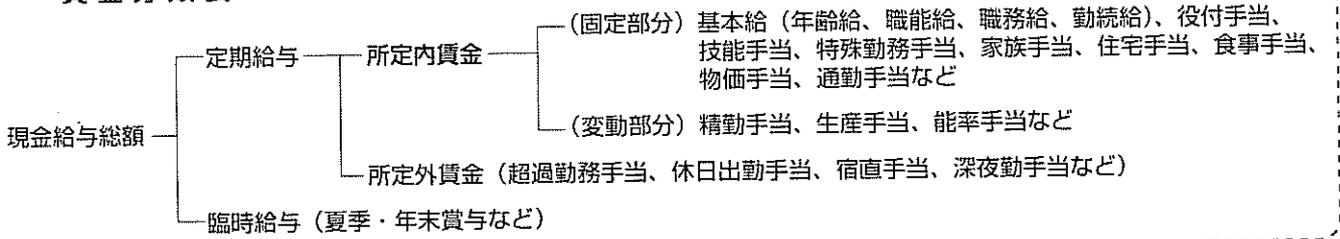


①-1 賃金改定(引き上げ・引き下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の(注)をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

- [注] (1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。
- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
 - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、「(B)-(A)」が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いて下さい。
- (4) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。ただし、通勤手当は除いて下さい。

賃金分類表



◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかももう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。